

平成30年度第1回神奈川県サービス管理責任者等研修募集要領

<児童分野（児童発達支援管理責任者研修）>

本研修は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークが、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修事業者事業実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等においてサービス管理責任者の業務に従事する者、及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とします。

2 指定研修事業者

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
(指定番号：003)

3 研修分野と対象サービス

分野	対象となる事業の種類	募集定員
児童（児童発達支援 管理責任者研修）	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	224人
合計		224人

(注) 上記に掲げるサービス種類以外の事業は本研修の対象となりません。

4 受講対象者

3の表中「対象となる事業の種類」に掲げるいずれかの事業に従事する者（予定の者を含む。）であって、次に該当する者

児童発達支援管理責任者を配置すべき指定障害児通所支援事業所及び指定障害児

入所施設において、児童発達支援管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者（既に児童発達支援管理責任者として配置されている者であって、児童発達支援管理責任者研修を修了していない者を含む。）

5 研修カリキュラム

(1) 共通講義（1日間）

ア 児童発達支援管理責任者の役割に関する講義

(2) 分野別研修（2日間）

ア アセスメントやモニタリングの手法に関する講義

イ サービス提供プロセスの管理に関する演習

※すでにサービス管理責任者等研修を修了しているものが、児童発達支援管理責任者研修を受講する場合は、共通講義の受講は免除され、分野別研修のみの受講とすることができます。その場合、受講申込書にサービス管理責任者研修の修了証書（写し）を添付してください。

なお、サービス管理責任者補足研修の受講証明書は免除対象外です。

6 日程及び会場

分 野	共通講義	分野別研修
児童（児童発達支援 管理責任者研修）	日時 平成30年8月21日(火) 10:00~17:30 会場 サンピアンかわさき (川崎市立労働会館)	<Aコース> 日時 平成30年9月25日(火) 9:30~17:30 平成30年9月26日(水) 9:30~17:00 会場 国民生活センター
		<Bコース> 日時 平成30年10月22日(月) 9:30~17:30 平成30年10月23日(火) 9:30~17:00 会場 ヴェルクよこすか

<会場> 別紙地図を参照

7 受講料

受講料は25,000円とします。

ただし、共通講義の免除（分野別研修のみ受講）を受ける方は5,000円を減額します。

共通講義の免除 (サービス管理責任者研修の修了者)	受講料 (税込)
なし	25,000円
あり	20,000円

※受講料の振込方法は受講決定通知に同封して送付いたします。

※なお、納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

※受講料の振込手数料、会場までの交通費その他については、受講者負担にてお願いいたします。

8 申込について

(1) 申込方法

法人一括申込の場合

別紙「平成30年度第1回神奈川県サービス管理責任者等研修受講申込書」に必要な事項を記載の上、「申込書類確認書」を添えて法人でまとめて申込書類を郵送してください。

共通講義の免除を受ける者がいる場合は、当該申込者のサービス管理責任者研修の修了証書（写し）も添付してください。

個人申込の場合

※個人で申込をすることもできますが、選考基準での優先順位は下がります（法人からの申込者が優先されます。）のでご注意ください。

提出書類は法人一括申込の場合と同一です。法人名の欄には「個人申込」と記載して提出してください。

(2) 送付方法 簡易書留郵便で郵送してください。

※必ず郵便局の書留窓口にてお出しください。

※ファクシミリ、電子メール、電話による申込はできません。

(3) 申込期限 平成30年6月25日（月）当日消印有効

(4) 送付先 〒243-0014

厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント

従事者ネットワーク

*封筒表面余白に「サービス管理責任者等研修受講申込書在中」と記載してください。

9 複数の研修事業者への申込み

○平成30年度は、当事業者を含め4つの指定研修事業者がサービス管理責任者等研修を実施します。

○事業者ごとに実施する研修の分野が決まっています。実施する分野は下の表のとおり

です。

○募集期間は4事業者のうち「特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構」の実施する研修のみ異なります。他の3事業者は同じです。

○共通講義が免除となるのは、研修申込の際にすでに修了した分野の研修修了証を申込書と併せて提出できる場合のみです。(同時に複数の分野を申込んだ場合、申込んだ研修事業者の共通講義をそれぞれ受講していただく必要があります。)

	研修事業者	分野
1	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 (指定番号：001)	介護
2	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 (指定番号：002)	地域生活（知的・精神） 就労
3	特定非営利活動法人かながわ障がい ケアマネジメント従事者ネットワーク (指定番号：003)	地域生活（身体） 児童（児童発達支援管理責任者研修）
4	特定非営利活動法人シーガル 研修・研究機構 (指定番号：004)	児童（児童発達支援管理責任者研修）

10 受講の選考について

受講申込者が定員を超えた場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」別紙1「神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準」に基づき受講者を決定します。

神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、分野ごとに次の選考基準により受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

<選考基準>

基準Ⅰ：先に県内の事業所に配置の受講申込者を優先し、定員に余裕があれば県外の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定する。

基準Ⅱ：法人からの受講申込者を優先し、定員に余裕があれば個人からの受講申込者を受講決定する。

基準Ⅲ：配置（予定）状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① 研修未修了で、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としてすでに配置されている者
- ② 今年度中にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ③ 次年度中にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ④ 時期は未定であるが、今後サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者

※上記選考基準により選考を行ったうえで、同法人内での優先順位を考慮します。よって選考の優先順位と法人からの優先順位は必ずしも一致しません。

11 受講者の決定及び通知

- 受講者は、申込内容を審査の上で決定し、「申込書類確認書」に記載の各法人あてに受講の可否の通知を送付いたします。
- 申込状況によっては、ご希望の日程に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。
- 受講決定後の受講者、受講日程、受講分野の変更は認められません。**
- 受講決定等の通知は7月中旬に発送予定です。共通講義開催日の1週間前になっても通知が届かない場合は研修事務局に連絡してください。

12 事前課題

- 本研修は事前課題があります。事前課題は、演習日の概ね3、4週間前にウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)ならびに、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ(<http://www.kcn.or.jp/>)に掲載します。

13 本人確認

- 研修申込時に本人確認のできる公的証明書（運転免許証、健康保険被保険者証等）の写しを申込書に添付し、分野別研修当日に原本を確認いたします。

14 効果測定

- 研修の理解度を確認するため、効果測定を行います。

15 修了証書

- 研修の全課程を修了した者に、研修最終日の研修終了後に手渡しで修了証書を交付します。

16 個人情報の取り扱い

- 申込に係る書類に記載された個人情報については、（それぞれの事業者の個人情報の取り扱いを記載）に基づき適正な管理を行い、本研修事務及び研修修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

17 その他留意事項

- 受講決定者は全日程の3日間（共通講義免除者は2日間）出席する必要があります。遅刻及び早退は欠席とみなし修了証書を交付できませんのでご注意ください。通勤時間帯による交通機関の混雑や天候等を考慮の上、ご来場ください。
- 自然災害（台風等）及び事故等が発生し、開講をしない場合があります。開講しない場合は、開講当日の午前8時までに、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ（<http://www.kcn.or.jp/>）にその旨を掲載いたしますので、必ずご確認ください。

○著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方や、期日までに課題を提出しない方には修了証書を交付できませんので、ご注意ください。

○その他、受講申込書類に不備が見られた場合は、受講見送りとさせていただきますのでご注意ください。

○また、虚偽の内容により申込をした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

18 問合せ先

(本研修の申込み等に関する問合せ先)

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 事務局 〒243-0014 厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302 電話 046 (220) 5380 ファクシミリ 046 (220) 5381
--

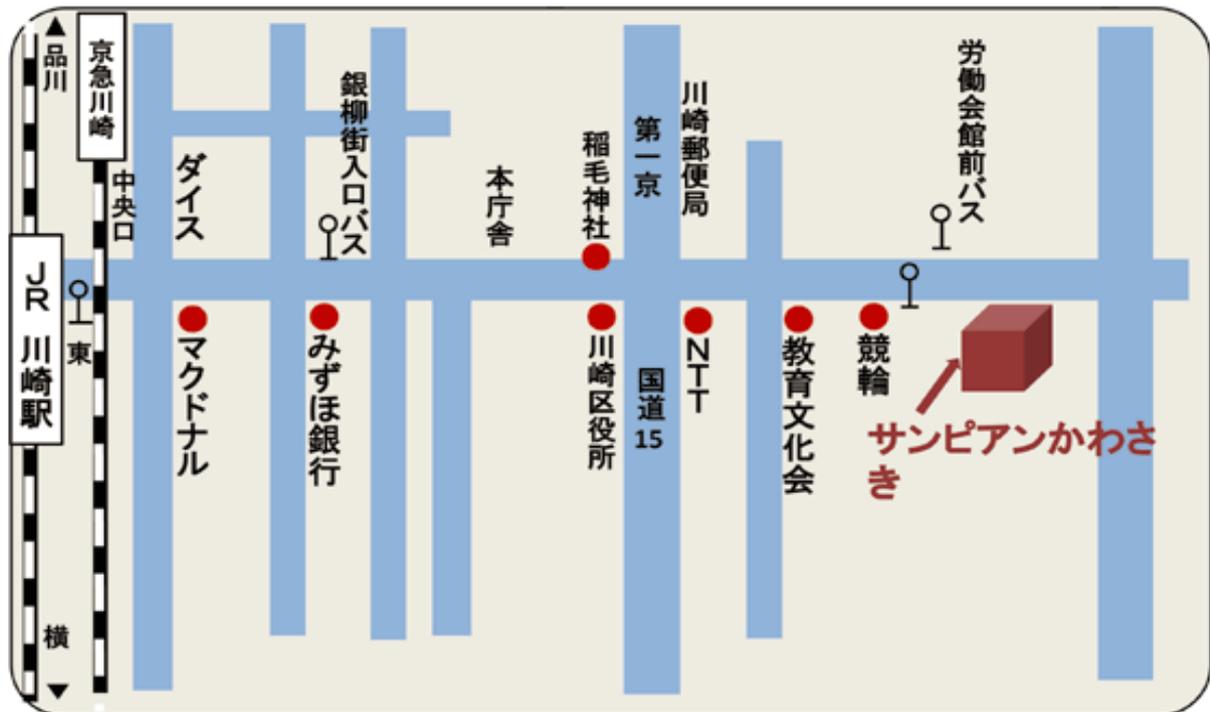
(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先)

事業所所在地	問合せ先
横浜市	横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 電話 045 (671) 4278
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 ファクシミリ 044 (200) 3932 ※問合せはファクシミリのみでお願いします
相模原市	相模原市健康福祉局福祉部障害政策課指定・指導班 電話 042 (707) 7055
横須賀市	横須賀市こども育成部こども施設課 電話 046 (822) 8224
上記以外の 神奈川県内の 市町村	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課事業支援グループ 電話 045 (210) 4732

【会場案内図】

共通講義 8月21日（火）

会場 「サンピアンかわさき（川崎市立労働会館）」
川崎市川崎区富士見2-5-2



【交通】 JR 川崎駅・京浜急行川崎駅から徒歩約 20 分
川崎駅東口バス乗り場より、川崎市営バスもしくは臨港バス乗車

市営埠頭行・水江町行・塩浜行など「労働会館前」下車
所要時間 5～10 分 バス停より徒歩すぐ

(* なお、急行および特急バスは停まりませんのでご注意ください。)

※会場内の飲食は可能です。(ゴミは持ち帰りください。)

分野別研修 A コース 9月25日（火）、9月26日（水）

会場 「国民生活センター」
相模原市中央区弥栄3-1-1



JR 横浜線 淵野辺駅南口から徒歩 20 分
 淵野辺駅から神奈川中央バス
 淵 34 35 53 59 系統 弥栄下車 徒歩 5 分
 淵 37 系統 (午前中のみ運行) 弥栄一丁目下車 徒歩 1 分

※会場内の飲食は可能です。(ゴミは持ち帰りください。)

分野別研修Bコース 10月22日(月)、10月23日(火)

会場 「ヴェルクよこすか」
 横須賀市日の出町 1-5



京浜急行 横須賀中央駅 東口徒歩 5 分

※会場内の飲食は可能です。(ゴミは持ち帰りください。)